

第 80 号議案

ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会条例を廃止する条例

ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会条例（令和元年ふじみ野市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表文化施設整備事業者選定委員の項を削る。

令和 2 年 8 月 31 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。